

12月3日(金)から9日(木)は 障害者週間です

「障害者週間」は、障がい者に対する理解と意識をより高めるために定められました。現在おこなわれているさまざまな福祉制度について紹介します。この機会に、障がい者の自立と社会参加に対する理解を深めましょう。

障がい者手帳の交付

対象者

身体障害者手帳

◇視覚、聴覚・平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、内部障がいの方で、永続する障がいの方

療育手帳

◇知的障がい者（IQ75以下の方）

精神障害者保健福祉手帳

◇精神障がいのため、日常生活や社会生活に制約のある方

手当の支給

障がいの程度や等級に応じて町や県、国から各種手当が支給されます（所得制限があります）。

※ただし、介護保険施設・社会福祉施設入所者および入院中の方は除きます。

▼大口町福祉手当（町）

対象者

○身体障害者手帳1級から3級の方、4級の膀胱または直腸機能障がいの方

○療育手帳をお持ちの方

○精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

○特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちの方

支給金額

◇身体障害者手帳1級・2級の方および療育手帳A判定の方
月額5000円

◇その他の障がいの方
月額4000円

▼愛知県在宅重度障害者手当（県）

対象者

○身体障害者手帳1級・2級の方

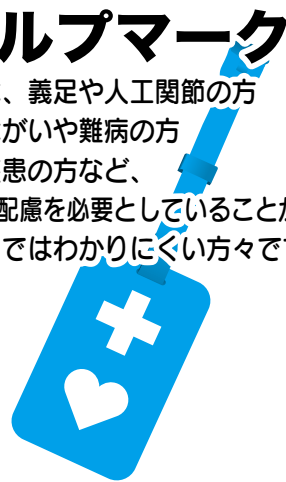
○療育手帳A判定（IQ35以下）の方

○身体障害者手帳3級と療育手帳B判定（IQ50以下）を併せてお持ち

知ってね

ヘルプマーク

対象は、義足や人工関節の方、内部障がいや難病の方、精神疾患の方など、援助や配慮を必要としていることが、見た目ではわかりにくい方々です。



お願い このマークを見かけたら「電車・バスなど車内で席をゆずる」「困っているようであれば声をかける」など、思いやりのある行動をお願いします。

問合せ先

ほほえみプラザ1階 福祉こども課
☎94-1222

の方

※特別障害者手当・障害児福祉手当の対象者および65歳以上で手帳を取得された方は除きます。

支給金額 障がいの程度により、2段階に分かれます。

▽1種 月額1万5500円

▽2種 月額6750円

▼特別障害者手当・障害児福祉手当（国）

対象者 在宅で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

支給金額

◇特別障害者手当 月額2万7350円

◇障害児福祉手当 月額1万4880円

※障がいの程度により、県加算制度があります。

※その他の福祉制度等については、町ホームページをご覧ください。

福祉制度の利用等に関する相談をおこなっていますので、お気軽にご相談ください。

●障がいのある方の相談窓口

大口町地域包括支援センター
☎94-2222

障がい者（本人やご家族同士）の交流、障がい福祉に関する情報交換等をおこなう3つの団体がありますので紹介します。

●大口町身体障害者福祉協会

●大口町心身障害児（者）親の会

●尾北精神障害者家族会しらゆり会

大口支部

※入会方法等については、大口町社会福祉協議会へお問い合わせください。☎94-0060